

災害等における応急復旧工事に関する協定（千葉用水）（案）

独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所長 土田 百合子（以下「委任者」という。）と、株式会社〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「受任者」という。）は、地震・大雨等、異常な自然現象及び予期できない災害又は事故（以下「災害等」という。）における応急復旧工事（以下「工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所（以下「機構」という。）が管理する施設（以下「施設」という。）において発生した災害等または、施設の災害等に起因して発生した事象の復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、委任者、受任者双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害等の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（工事の範囲）

第2条 風水害、地震、水質事故等の緊急時の工事等とする。

（工事の実施区域）

第3条 工事の実施区域は、施設のある以下の区域とする。

- ①印旛沼区域
- ②成田用水区域
- ③北総東部用水区域
- ④東総用水区域
- ⑤房総導水路区域（両総用水共用施設）
- ⑥房総導水路区域（房総導水路、南房総導水路）

（工事の指示）

第4条 工事の指示は、委任者又は委任者が指定する工事区域管理者（千葉用水総合管理所管理課長、成田北総管理所施設管理課長、東総管理所長、房総導水路管理所長（以下「担当管理所長等」という。））が行うものとし、受任者はその指示に従うものとする。

（工事の実施体制）

第5条 委任者は、災害等が発生し、又は災害の発生が予見され、必要と認められると

きは、被害状況に応じ書面又は電話等の方法により受任者に出動を要請するものとする。

2. 受任者は、要請を受けた場合、直ちに被害状況を把握し、書面又は電話等の方法により担当管理所長等に報告し、委任者又は担当管理所長等の指示による当該被害の応急復旧工事を実施するものとする。
3. 受任者は、前項の工事を実施する場合、速やかに現場代理人、主任技術者（以下、現場責任者という。）を定め、書面又は電話等の方法により担当管理所長等に報告するものとする。

（契約の締結）

第6条 委任者は第5条第1項により受任者に出動を要請したときは、遅滞なく別途請負契約を締結するものとする。なお、受任者は請負契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入するものとする。

（代表技術者の変更）

- 第7条 受任者は、協定応募資格確認申請書に記載した代表技術者がその資格を喪失したとき、又は受任者との雇用関係が終了したときは、遅滞なく、委任者に対し、その旨及び新たに選任する代表技術者の氏名、資格を通知するものとする。
2. 新たに選任する代表技術者は、協定締結説明書2.(4)の要件を満たす者を選任するものとし、資格の写し及び雇用関係を確認できる書類を委任者に提出するものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

- 第8条 受任者は、協定応募資格確認申請書提出時に報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について委任者が特に報告を求めたときは、遅延なくその資料を委任者に提出するものとする。
2. 委任者は、委任者が保有する建設資機材について、協定締結後速やかに書面により受任者に通知するものとする。

（建設資機材の提供）

第9条 委任者及び受任者は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し双方の要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（工事の実施報告）

第10条 現場責任者は、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面（様式は自由）にて担当管理所長等に報告するものとする。

(工事の完了)

第11条 現場責任者は、工事を完了したときは電話等の方法により直ちに担当管理所長等に対しその旨を報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 受任者は、工事完了後当該工事に要した費用を第6条により締結した契約に基づき委任者に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 委任者は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第6条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 工事の実施に伴い、委任者及び受任者いずれの責にも帰さない理由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は受任者の雇用する労働者等に損害が生じたときには、受任者はその事実の発生後遅滞なく書面により委任者に報告し、その処置については、委任者及び受任者が協議して定めるものとする。

2. 受任者は工事の実施に伴い、受任者の責に帰する理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は受任者の雇用する労働者等に損害が生じたときには、受任者がこれを負担するものとする。ただし、委任者の責に帰する理由により損害が生じたときには、委任者がこれを負担するものとする。

(有効期限及び効力)

第15条 この協定の有効期限は協定締結の日から令和13年5月31日までとする。

ただし、受任者に取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、委任者は書面による通知をもって協定解除を行うことができるものとする。

また、委任者又は受任者から申し出があった場合は、協定を解除することができる。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度委任者、受任者双方が協議して定めるものとする。

(附 則)

第17条 この協定締結の証として本書2通を作成し、委任者、受任者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

委任者 独立行政法人 水資源機構
千葉用水総合管理所
所長 土田 百合子

受任者 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○